

## 規制シート(様式)

190197101110001

平成28年12月21日

規制の名称	積立式宅地建物販売業法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	国土交通省土地・建設産業局不動産課 課長 中田 裕人
規制目的	積立式宅地建物販売業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護を図るとともに積立式宅地建物販売業の健全な発達に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積立式宅地建物販売業を営もうとする者は、国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> <li>・積立式宅地建物販売業者は、積立金等保全措置を講じ、その旨をその許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た後でなければ、基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに積立式宅地建物販売の契約を締結してはならない。</li> <li>・積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売の契約を締結するまでに、一定の事項について、積立式宅地建物販売契約約款を相手方に交付して説明をしなければならない。</li> <li>・積立式宅地建物販売業者は、積立式宅地建物販売の契約を締結したときは、遅滞なく、一定の事項を記載した書面を相手方に交付しなければならない。等</li> </ul>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	宅地又は建物の販売にあたり、取引の確定前にその対価の全部又は一部に充てるための金銭を二回以上にわたり受け入れる積立式宅地建物販売業については、長期にわたり事業者が積立金を積み立てることとなることから、購入者の利益の保護を図ることが重要である。このため、業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保する必要がある。現在においてもその必要性は変わらない。以上を踏まえ、引き続き、規制を維持することが必要である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		